

### 第3章 平成27年山梨県産業連関表作成の概要

#### 第1節 基本方針

##### 1 作成の基本方針

本県においては、産業連関表を昭和35年表及び昭和55年表からは5年ごとに、過去8回作成しており、今回の平成27年表で9回目の作成となる。

この27年表は、産業連関表の概念、定義、範囲などについて、国における「平成27年産業連関表作成基本要綱」に準拠しながら、次の方針に基づいて作成した。

##### (1)対象年次

平成27年(暦年)とする。

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常1月から12月までの1年間(暦年)である。

なお、国における産業連関表は、昭和30年表以来、西暦年の末尾に0と5のつく年を作成年次とし、1月から12月までを対象期間としている。

ただし、前回表については、重要な基礎資料となる経済センサス-活動調査の対象年次が平成23年で実施されたことにより、平成23年(2011年)表として作成・公表している。

本県でも、他の都道府県同様、国の作成年次に合わせて作成することとしている。

##### (2)対象範囲

山梨県全域とし、県内のすべての経済活動を対象とする。

##### (3)表の形式

地域内競争移輸入型とする。

表の形式は、需要を満たすために域外から移輸入される財貨・サービスの取扱い方をどうするか、地域の取扱い方をどうするかによって、その様式が異なってくる。

以下、移輸入の取扱い方及び地域の取扱い方の違いから異なる四つの表形式について説明する。

##### ① 地域内競争移輸入型産業連関表

この型の表は、特定の一地域を対象として作成される産業連関表であり、地域内で生産された財貨・サービスと地域外から移輸入された財貨・サービスを区別せず、相互に同じ行部門として取り扱われたものをいう。列部門とのバランスは、最終需要部門に移輸入額を一括してマイナス計上させることでとられている。

第3-1表は、この型の産業連関表を模式的に示したものである。

第3-1表  
地域内競争移輸入型産業連関表(ひな型)

		中間需要		県内最終需要		移輸出	移輸入	生産額
		農業	工業	消費	投資			
中間投入	農業	10	20	80	0	20	△30	100
	工業	20	100	30	70	10	△30	200
粗付加価値		70	80					
生産額		100	200					

## ② 地域内非競争移輸入型産業連関表

この型の表は、地域内で生産された財貨・サービスと地域外から移輸入された財貨・サービスを区別し相互に別の行部門としてそれぞれの産出内訳を明らかにしたものである。

移輸入された財貨・サービスの品目内訳を示さず、移輸入品を単一の行部門として一括して計上する簡略型の非競争移輸入型の産業連関表もあるが、いずれの場合も取引の実態をより正確に表わすという利点がある反面、現実には、各産業部門では特定のものを除き、地域内生産品と移輸入品とをそれ程意識して使い分けていないため、推計のための資料を得ることが極めて困難であり、この型の産業連関表を作成する例は少ない。

第3-2表は、この型の産業連関表を模式的に示したものである。

第3-2表  
地域内非競争移輸入型産業連関表(ひな型)

		中間需要		県内最終需要		移輸出	移輸入	生産額
		農業	工業	消費	投資			
中間投入	農業	6	14	60	0	20	-	100
	工業	15	85	30	60	10	-	200
	農業	4	6	20	0	-	△30	-
	工業	5	15	0	10	-	△30	-
粗付加価値		70	80					
生産額		100	200					

## ③ 地域間競争移輸入型産業連関表

この型の表は、同時に二つ以上の地域を対象にして地域相互間における経済取引を記録したものである。

## ④ 地域間非競争移輸入型産業連関表

この型の表は、地域間競争移輸入型での移輸入を仕入地域別、消費部門別にその内訳を表示するものである。

以上、四つの表形式があるが、非競争移輸入型の方が競争移輸入型より、また、地域間表の方が地域内表より、多くの統計情報を必要とすることから、県レベルでの作成は、地域内競争移輸入型産業連関表が主である。

## (4) 価格評価

### 実際価格による生産者価格評価表とする。

産業連関表の取引基本表は、一年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであり、個々の取引活動の大きさは、「金額」をもって示される。

各財貨には、それぞれに固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粹に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財貨であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門(行)に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料などの種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。

産業連関表の取引額を金額表示する場合についても、価格の取扱い方により生産者実際価格表、生産者統一価格表、購入者実際価格表、購入者統一価格表の四つに分けられる。

以下、これらの相違について説明する。

### ① 生産者価格評価表と購入者価格評価表

生産者価格と購入者価格との相違は、流通経費、すなわち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているか、いないかの違いである。

すなわち、国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者が作成されているが、前者は個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した国内貨物運賃及び商業マージンについては、購入側の部門が運輸業及び商業部門との交点に一括して計上する。

また、後者は、国内貨物運賃及び商業マージンを個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には「コスト商業」並びに旅客運賃額及び「コスト運賃」のみが計上され、商業・運輸マージンは計上されていないことになる。

本県では、表の利用目的（産業連関分析）に照らし、投入係数の安定性が考慮される生産者価格を採用することとしている。

第3-3表及び第3-4表は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表の型を模式的に示したものである。

第3-3表 生産者価格評価表(ひな型)

	農 業	工 業	商業・運輸	最終需要	生産額
農 業	10	30	0	20	60
工 業	10	100	10	80	200
商業・運輸	5	20	2	25	52
粗付加価値	35	50	40		
生産額	60	200	52		

第3-4表 購入者価格評価表(ひな型)

	農 業	工 業	商業・運輸	最終需要	運賃マージン	生産額
農 業	10+2	30+5	0	20+5	△ 12	60
工 業	10+3	100+15	10+2	80+25	△ 40	200
商業・運輸	0	0	0	0	52	52
粗付加価値	35	50	40			
生産額	60	200	52			

### ② 統一価格評価表と実際価格評価表

同一財の同一量の取引でも、単に流通マージンの率の相違だけでなく、生産者の出荷価格が相違する場合も多い。これらは、時間的、地理的な需要状況や取引形態の違い、制度的な違いに起因する。そこで、例えば、電力単価が大口需要者用と一般家庭用とで異なるような場合、実際の取引価格によって評価し、実際の取引価格を忠実に反映したのが、実際価格評価表であり、実際の取引価格に関係なく同一財貨については統一価格で評価したのが、統一価格評価表である。

両者については一長一短があるが、本県では、国と同様、経済取引の実態を示すということなど総合的に判断して、実際価格表によることにした。

### (5) 屑・副産物の取扱いについて

#### 屑・副産物の取扱いはストーン方式(マイナス投入方式)とする。

産業連関分析では、一つの生産活動は一つの生産物しか生産しないことを仮定として分析を行うが、現実には、一つの生産活動によって複数の生産物が生産されている場合がある。これをどのように取り扱うかが問題となるが、ここで特に問題となるのは、屑・副産物の取扱い方である。

屑とは、主生産物に付随的に発生する生産物であるが、これを主生産物とする他の生産活動が存在しないものをいう。

副産物とは、主生産物の生産活動の結果、主生産物に付随的に発生する生産物で、かつ、その生産物を主生産物とする他の生産活動が存在するものをいう。

屑・副産物は、産業連関表が仮定する一生産物一生産活動に適合しないにもかかわらず、現実問題として

現われる以上、この取扱いが問題となる。この取扱い方として、四つの方法がある。

- ①ストーン方式（マイナス投入方式）
- ②トランスファー方式
- ③一括方式
- ④分離方式

現在作成されている産業連関表の多くは、①のストーン方式を採用しており、本県の産業連関表も、このストーン方式を採用している。

以下、次の設定例を用いて四つの方式について説明する。

（仮設例）

都市ガス部門…主生産物として都市ガスを 90 単位、副産物であるコークスを 10 単位生産（発生）する。  
 コークス部門…コークスを専門的に主生産物として 50 単位生産する。

### ① ストーン方式(マイナス投入方式)

ストーン方式(マイナス投入方式)

都市ガス部門の副産物であるコークスの生産額（発生額）10 単位を、都市ガス部門の列とコークス部門の行との交点にマイナスで計上し、かつその産出内訳を需要部門ごとにプラスで計上する方式で、副産物であるコークスの生産額はその発生部門である都市ガス部門及びコークス部門のいずれの生産額にも計上されない。

	都市ガス部門	コークス部門	他部門	生産額
都市ガス部門			90	90
コークス部門	△ 10		60 (50+10)	50
他部門	100	50		150
生産額	90	50	150	

この方式は提唱者の名を冠してストーン方式、あるいはマイナスで計上することからマイナス投入方式という。

分析の観点からは、コークスを発生する都市ガス部門に対する需要はコークス部門の生産活動を抑制し、またコークス部門に対する需要は都市ガス部門に波及しない点で実態に即している。

### ② トランスファー方式

トランスファー方式

副産物のコークスについての投入内訳は、主生産物の都市ガスと区別せず、都市ガス部門に含めて計上する。また、産出内訳は副産物のコークス 10 単位を、一度都市ガス部門からコークス部門へ産出させ、コークス部門から実際の需要部門に産出させる方式である。

	都市ガス部門	コークス部門	他部門	生産額
都市ガス部門		(10)	90	100
コークス部門			60 (10+50)	60
他部門	100	50		150
生産額	100	60	150	

この方式をトランスファー方式という。

分析上の観点からは、都市ガス部門（コークスを発生している部門）に対する需要は、コークス部門の生産を誘発しないが、コークス部門に対する需要は、コークスを副産物として発生する都市ガス部門の生産を誘発してしまうという実態に反する不都合な面が生ずる。

### ③ 一括方式

主生産物と副産物とを区別せず、副産物を発生させている部門から直接需要部門へ産出させる方式である。

副産物のコークスを都市ガス部門に属する生産物と考え、主生産物の都市ガスと副産物のコークスを区別せず合計して投入産出内訳を計上しようとするものである。

分析の観点からは、都市ガス部門における副産物としてのコークスが、コークス部門に何ら影響を及ぼさない点で非実態的な面がある。

#### 一括方式

	都市ガス部門	コークス部門	他部門	生産額
都市ガス部門			100 (10+90)	100 (10+90)
コークス部門			50	50
他部門	100	50		150
生産額	100 (10+90)	50	150	

### ④ 分離方式

主生産物と副産物の生産額比によって投入内訳を主生産物と副産物とに分割し、副産物にかかわる分をコークス部門の投入産出額に計上する方式をいう。

分析の観点からは、都市ガス部門の主生産物である都市ガスと副産物であるコークスは、もともと一定比率で生産されるはずであるが、このような技術的な結合関係を無視しているという点で非実態的である。

#### 分離方式

	都市ガス部門	コークス部門	他部門	生産額
都市ガス部門			90	90
コークス部門			60 (10+50)	60 (10+50)
他部門	90	60 (10+50)		150
生産額	90	60 (10+50)	150	

### (6) 部門分類

部門分類は、原則として生産活動ベース(アクティビティベース)とする。

中間需要及び中間投入を構成する部門(内生部門)の分類を部門分類と呼ぶ。

部門分類は、原則として財貨・サービスによって行う。ただし、列部門は、それを生産する生産活動単位によって行う。すなわち、生産活動を部門に分類する単位は、企業や事業所を分類の単位としてそれぞれの主たる活動(産業)によって分類するのではなく、ある企業や事業所が二つ以上の生産活動を行っている場合は、これらをそれぞれの生産活動に分けて分類する方法である。したがって、部門分類は、いわゆるアクティビティベース(生産技術の単位)の分類である。

具体的部門分類は後述の部門分類表のとおりであるが、本県における部門数は次のとおりである。

分類	部門数(行×列)	備考
基本分類	509×391	} 公表
統合小分類	187×187	
統集中分類	107×107	
統合大分類	37×37	
13部門表	13×13	

### (7) 消費税の扱い

各取引価格については、消費税を含む、いわゆるグロス表示で計上する。

なお、消費税納税額については、平成2年表では、「営業余剰」に含めていたが、平成7年表からは「間接税」に含める扱いに変更した。

## 2 特殊な取扱いをする部門

### (1) 商業部門と運輸部門

部門間の取引をそのまま忠実に示そうとすると、財貨のほとんどが取引の途中で商業及び運輸部門をとおることになり、かえって部門間の取引の実態がわからなくなってしまう。この欠点を避けるため、財貨の取引は供給部門と消費部門との間で直接行われ、商業部門は商業マージンに相当するサービスを消費部門に提供すると考え、消費部門が別途商業マージンを負担したものとして扱う。運輸業の場合は、商業部門と異なり財貨の買取りは行わないが、財貨の移動に伴いサービスを提供するという点で商業と同じであるので、商業部門と同様な特殊な扱いをする。

### (2) コスト商業とコスト運賃

商業、運輸の両部門とも、財貨の取引に伴う流通マージン以外に、直接コストとしてこれを計上する場合がある。例えば、生産に関連して事業所内で原材料や半製品運搬に当たる営業トラックの運賃、引越荷物や廃土砂などのような商品と考えられないようなものにかかる輸送費用である。

### (3) 帰属計算部門

帰属計算とは、市場では実際に行われていないが、実質的には効用が発生し、これを享受している者が現に存在している場合、この効用を市場価格で評価して、その効用を発生させた部門の生産額として計上することをいう。その産出は、この効用を享受している部門の経費ないし消費として計上される。

この帰属計算の対象となる部門は次のとおりである。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ④ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

### (4) 仮設部門

実際には産業としては存在しないか、または独立した部門とはみられないような財貨・サービスについて、産業連関表の作成上の便宜等を考慮して、これらの財貨・サービスをまとめて仮の部門として処理し、これらの財貨・サービスを投入した産業部門に仮の部門から産出するという扱いをしている部門がある。これらの部門を仮設部門と呼ぶ。

仮設部門として、①古紙、②鉄屑、③非鉄金属屑、④自家輸送（旅客自動車）、⑤自家輸送（貨物自動車）⑥事務用品がある。

### (5) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係わる経常経費等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二つの方法がある。

「使用者主義」がその生産設備を使用した部門にその経費等を計上するのに対し、「所有者主義」ではその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方である。

昭和60年表までは、日本標準産業分類の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械物品賃貸業」に相当する範囲は「使用者主義」により推計してきたが、平成2年表からは物品賃貸業を全て「所有者主義」で推計している。なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計している。

## (6) 政府活動

いわゆる政府の生産活動は、公的企業のように財貨・サービスの販売を主たる活動目的とする企業的な性格のもの、営利を目的としない生産活動に分けられる。

前者については、一般の商品生産活動と同様に扱っている。後者については、一般の生産活動のように売上高をもって生産活動としてとらえるのは妥当ではないため、原則として、経費総額をもって生産額とする。このうち、それぞれのサービスに対して支払われた料金相当額についてはその受益部門に計上し、残りの額は「一般政府消費支出」や「対家計民間非営利団体消費支出」に産出するものとした。

例えば、学校教育（国公立）の場合、授業料等に相当する額が「家計消費支出」への産出額となり、経費総額（県内生産額）と「家計消費支出」への産出額との差額が「一般政府消費支出」への産出額となる。

## 3 前回表(平成23年表)からの変更点

国の「平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本要綱」を踏まえつつ、経済構造の変化を的確に捉えるための見直しを行った。

### (1) 部門分類の変更

主な変更の概要については次のとおりである。なお、分類体系の変更については、第 3 章の第 4 節 2 を参照されたい。

	部門名	変更点
保育所部門の新設	社会福祉	「社会福祉（国公立）★★」、「社会福祉（非営利）★」、「社会福祉（産業）」から分割し、「保育所」部門を新設
飲食サービス部門の分割	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	平成 23 年表の「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割
学校給食部門の変更	学校給食	統合部門は「製造業」に含まれていたものを「教育」に変更

### (2) 研究開発の固定資本としての計上

当期に生産された研究開発について、前回表まで主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出とされていたことを変更し、県内総固定資本形成に計上する。

以下の部門を研究開発の固定資本としての対象としている。

- ・自然科学研究機関（国公立）★★
- ・人文・社会科学研究機関（国公立）★★
- ・自然科学研究機関（非営利）★
- ・人文・社会科学研究機関（国公立）★
- ・自然科学研究機関
- ・人文・社会科学研究機関
- ・企業内研究開発

### (3) 調整項の削除

調整項とは、輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する部門として、前回表まで最終需要部門において設定されていたが、部門自体は削除し、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形とした。

## 第2節 作成作業経過

前述した、平成 27 年表作成に関する基本方針の決定に基づき、次のとおり、年度別作業計画を作成した。

### <平成 28 (2016) 年度>

- ・基本方針、作成計画の策定
- ・商品流通調査（製造業）の実施

### <平成 29 (2017) 年度>

- ・商品流通調査（製造業）の集計

### <平成 30 (2018) 年度>

- ・県内生産額の推計資料収集及び推計

### <令和元 (2019) 年度>

- ・県内生産額の推計（継続）
- ・雇用者数、所得の推計
- ・粗付加価値部門の推計
- ・最終需要部門の推計
- ・バランス調整作業
- ・基本表、各種係数表の作成

### <令和 2 (2020) 年度>

- ・基本表、各種係数表の作成（継続）
- ・報告書の作成、公表

### 第3節 部門の概念・定義・範囲及び推計方法

部門の概念・定義・範囲の詳細については、「平成27年(2015年)産業連関表」(総務省)総合解説編第9章を参照されたい。本県も国の部門概念・定義・範囲に準拠し、県内生産額を細品目分類の約3,300品目について、推計を行った。その後、国と同様の基本分類(行509×列391)でバランス調整を行い、統合小分類(187部門)、統合中分類(107部門)、統合大分類(37部門)、13部門表を作成した。

ここでは、統合小分類(187部門)による推計方法の概略を示すこととする。

#### 1 内生部門

##### (1) 農林水産業

農業部門は、穀物、いも・豆類、野菜、果実、その他の食用作物、非食用作物、畜産、農業サービスからなる。なお、この部門は動植物の育成成長分、農家の自家消費分を含む。

林業部門は、育林、素材、特用林産物からなる。なお、育林については、造林用苗木、立木の成長分を含む。

漁業部門は、海面漁業、内水面漁業からなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
0111	穀類	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 山梨県農業及び水産業生産額実績
0112	いも・豆類	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 山梨県農業及び水産業生産額実績 山梨県農林水産統計年報
0113	野菜	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 作物統計調査 山梨県農業及び水産業生産額実績
0114	果実	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 山梨県農業及び水産業生産額実績
0115	その他の食用作物	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 山梨県農業及び水産業生産額実績
0116	非食用作物	収穫量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 花木等生産状況調査 山梨県農業及び水産業生産額実績
0121	畜産	生産量の対全国比で全国CTを按分 品目別の粗生産額	第91次農林水産省統計表 畜産統計 山梨県農業及び水産業生産額実績
0131	農業サービス	各種資料数値の対全国比で全国CTを按分	飼育動物診療施設の開設届出状況 2015年世界農林業センサス 第91次農林水産省統計表 米穀の農産物検査結果 病虫害防除に関する情報 生産農業所得統計 畜産統計
0151	育林	生産量の対全国比で全国CTを按分 人工造林面積の対全国比で全国CTを按分	山梨県林業統計書 森林・林業統計要覧 第91次農林水産省統計表
0152	素材	生産量、産出額の対全国比で全国CTを按分	林業産出額 特用林産基礎資料
0153	特用林産物	生産量の対全国比で全国CTを按分	特用林産基礎資料
0171	海面漁業	本県に該当なし	
0172	内水面漁業	漁獲量の対全国比で全国CTを按分 品目別の生産額	漁業・養殖業生産統計年報 山梨県農業及び水産業生産額実績

## (2) 鉱業

この部門は、石炭、原油・天然ガス、砂利・採石、その他の鉱物からなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
0611	石炭・原油・天然ガス	従業者数の対全国比で全国CTを按分	経済センサス活動調査
0621	砂利・砕石	品目別の生産額  出荷量の対全国比で全国CTを按分 生産量の対全国比で全国CTを按分	経済センサス組替集計結果 砕石統計年報 砂利採取業務状況報告書集計表 採石業者の業務の状況に関する報告書の集計結果
0629	その他の鉱物	従業者数の対全国比で全国CTを按分	経済センサス活動調査

## (3) 製造業

この部門は、食肉から再生資源回収・加工処理までの製造品の生産活動を範囲とする。この中には、製造小売（パン、菓子、豆腐、家具等）の製造活動分、織物部門の製造業以外からの委託分も含めている。なお、他地域との受託生産活動における加工賃収入については、資料の制約上考慮しないこととした。

この部門の推計は、経済センサス組替集計結果の品目別の生産額を用いて推計している。

## (4) 建設業

この部門は、住宅建築、非住宅建築、建設補修、公共事業、その他の土木建設からなる。

また、建設は、建設会社の所在地でなく建設活動を行っている現場に、生産額を計上する扱いとなっているため、移出入は概念上存在しない。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
4111	住宅建築	工事費予定額の対全国比で全国CTを按分	建築着工統計調査
4112	非住宅建築	工事費予定額の対全国比で全国CTを按分	建築着工統計調査
4121	建設補修	維持・修繕工事費を暦年変換	建設工事施工統計調査
4131	公共事業	事業費を暦年変換 公共表金額の対全国比で全国CTを按分 決算額の対全国比で全国CTを按分	道路統計年報 建設総合統計 都道府県決算状況調
4191	その他の土木建設	民間土木表金額の対全国比で全国CTを按分	建設総合統計

## (5) 電力・ガス・水道

この部門は、電力、都市ガス、熱供給業、水道、廃棄物処理からなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
4611	電力	県民経済計算に準じた電力販売額  県発電実績×全国CT単価	県民経済計算 電力統計情報 県勢ダイジェスト 電力調査統計
4621	都市ガス	県民経済計算に準じた営業収入 売上原価×ガス生産・購入量(ガス総出量)×決算に計上したガス売上高に見合うガス販売量 県内平均従量料金×県内生産量	県民経済計算 ガス事業年報 ガス事業生産動態統計調査 簡易ガス事業者の料金改定状況
4622	熱供給業	本県に該当なし	
4711	水道	給水収益、その他営業収益、料金収入 営業費用-受託工事費-流域下水道管理費負担金	地方公営企業年鑑 地方公営企業年鑑 県民経済計算
4811	廃棄物処理	処理及び維持管理費-組合分担金-委託費+固定資本減耗 民営従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	一般廃棄物処理実態調査 県民経済計算 経済センサス基礎調査

## (6) 商業

この部門は、卸売及び小売からなる。この部門の生産額は、商業卸売マージン額及び商業小売マージン額である。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
5111	卸売	生産額の対全国比で全国CTを按分	経済センサス組替集計結果
5112	小売	生産額の対全国比で全国CTを按分	経済センサス組替集計結果

## (7) 金融・保険

この部門は、金融及び保険からなる。なお、金融は本来の手数料収入のほか、FISIM 分を生産額としている。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
5311	金融	県民経済計算の関係指標の比率で按分	県民経済計算
5312	保険	県民経済計算の関係指標の比率で按分	県民経済計算

## (8) 不動産

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)からなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
5511	不動産仲介及び賃貸	従業者数(補完推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査 県民経済計算
5521	住宅賃貸料	従業者数(補完推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査 県民経済計算
5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	県民経済計算に準じた帰属家賃支払額	県民経済計算

## (9) 運輸

この部門は、鉄道旅客輸送、鉄道貨物輸送、道路旅客輸送、道路貨物輸送（自家輸送を除く。）、自家輸送（旅客自動車）、自家輸送（貨物自動車）、外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、こん包、その他の運輸附帯サービスからなる。

この部門は、財貨の移動に伴うサービスを提供することから運賃収入を生産額としている。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
5711	鉄道旅客輸送	県民経済計算に準じた産出額から推計	県民経済計算 旅客地域流動調査
5712	鉄道貨物輸送	県民経済計算に準じた産出額から推計	県民経済計算 旅客地域流動調査
5721	道路旅客輸送	輸送人員の対全国比で全国CTを按分 従業者数の対全国比で全国CTを按分 運送収入を暦年変換	自動車輸送統計調査 経済センサス組替集計結果 業務要覧
5722	道路貨物輸送 (自家輸送を除く。)	輸送トン数の対全国比で全国CTを按分	交通関連統計資料集
5731	自家輸送(旅客自動車)	保有車両数の対全国比で全国CTを按分	(一財)自動車検査登録情報協会HP資料
5732	自家輸送(貨物自動車)	保有車両数の対全国比で全国CTを按分	(一財)自動車検査登録情報協会HP資料
5741	外洋輸送	本県に該当なし	
5742	沿海・内水面輸送	県民経済計算に準じた産出額から推計	県民経済計算
5743	港湾運送	本県に該当なし	
5751	航空輸送	本県に該当なし	
5761	貨物利用運送	従業者数の対全国比で全国CTを按分	経済センサス活動調査
5771	倉庫	入庫トン数、入庫高の対全国比で全国CTを按分 農業倉庫事業収益を暦年変換	倉庫統計季報 総合農協統計表
5781	こん包	従業者数を補間推計し、対全国比で全国CTを按分	経済センサス活動調査
5789	その他の運輸付帯サービス	営業収益、料金収入を暦年変換  従業者数の対全国比で全国CTを按分 自動車ターミナル数総計の対全国比で全国CTを按分	県民経済計算 県が出資している法人の経営状況説明書 経済センサス活動調査 交通関連統計資料集

## (10) 情報通信

この部門は、郵便・信書便、電気通信、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・文字情報制作からなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
5791	郵便・信書便	全国郵便物数の増加比率で按分	引受郵便物等物数
5911	電気通信	県民経済計算に準じた産出額から推計	県民経済計算
5921	放送	受信料収入＋交付金収入 放送収入＋制作収入＋番組販売収入	県民経済計算
5931	情報サービス	品目別の生産額	経済センサス組替集計結果
5941	インターネット附随サービス	品目別の生産額	経済センサス組替集計結果
5951	映像・文字情報制作	品目別の生産額	経済センサス組替集計結果

### (11) 公務

この部門は、公務(中央)及び公務(地方)からなる。これらは一般に政府サービス生産者として分類されているが、このうち教育、医療等非公務に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

この部門は、その活動に要した人件費、物件費等の経費及び建物や社会資本の減耗分の総額をもって生産額としている。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
6111	公務(中央)	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6112	公務(地方)	歳出決算の積算額の対全国比で全国CTを按分	地方財政統計年報

### (12) サービス

この部門は、学校教育、社会教育・その他の教育、学術研究機関、企業内研究開発、医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護、他に分類されない会員制団体、物品賃貸業(貸自動車業を除く。)、貸自動車業、広告、自動車整備、機械修理、その他の対事業所サービス、宿泊業、飲食サービス、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽サービス、その他の対個人サービスからなる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
6311	学校教育	教育費総額(暦年変換)の対全国比で全国CTを按分 在園・児童・生徒・学生数の対全国比で全国CTを按分 生徒・学生数の対全国比で全国CTを按分	地方教育費調査 学校基本調査 学校給食実施状況調査
6312	社会教育・その他の教育	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6321	学術研究機関	従業者数の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6322	企業内研究開発	「製造業」従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6411	医療	医療費の対全国比で全国CTを按分 収入金額の対全国比で全国CTを按分	医療費の動向調査 経済センサス活動調査
6421	保健衛生	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6431	社会保険・社会福祉	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分 定員数の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査 社会福祉施設等調査
6441	介護	費用額の対全国比で全国CTを按分	介護保険事業状況報告
6599	他に分類されない会員制団体	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス基礎調査
6611 ↳ 6799	物品賃貸業 ↳ その他の対個人サービス	品目別の生産額	経済センサス組替集計結果

### (13) 事務用品

この部門は、各産業部門が共通的に投入する文具、紙用品等のいわゆる消耗品を一括計上するための仮設部門であり、13部門分類では、製造業の中に含まれる。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
6811	事務用品	従業者数(補間推計)の対全国比で全国CTを按分	経済センサス活動調査

### (14) 分類不明

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財貨・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

コード	部門名	推計方法	推計に用いた資料
6911	分類不明	県雇用表の全従業者数に対する「分類不明」の比率で推計	県雇用表

## 2 最終需要部門

### (1) 家計外消費支出(列)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として宿泊と日当)を範囲とする。列部門の家計外消費支出計と行部門の家計外消費支出計は一致する。最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値部門ではその支出額が産業別に計上されている。

#### < 推計方法 >

全国表の投入係数を用いて按分した各部門の粗付加価値部門の家計外消費支出(行)の合計値を、そのまま最終需要部門の家計外消費支出(列)の総計とし、これを全国表の家計外消費支出(列)の構成比で按分した。

### (2) 家計消費支出

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残った物を含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

#### < 推計方法 >

品目別に消費支出額を推計し、全国表の商業マージン率、運輸マージン率を利用して、生産者価格に変換したものを一次試算値とした。その後、バランス調整の過程で適宜修正を行った。

### (3) 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(医療収入、授業料等)を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

#### < 推計方法 >

全国表の需要比率を用いて按分した。

### (4) 一般政府消費支出

政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から、他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央・地方政府の自己消費額に等しい。

#### < 推計方法 >

全国表の需要比率を用いて按分した。

### (5) 一般政府消費支出(社会資本減耗分)

政府サービス生産者の建物等の減耗分及び道路・ダム等の社会資本の減耗分を範囲とする。

#### < 推計方法 >

各列部門の資本減耗引当(社会資本等減耗分)を全国表の投入係数からもとめ、対応する行部門に計上した。

### (6) 県内総固定資本形成(公的)

政府サービス生産者及び公的企業による県内における建物、機械、装置などの固定資産の取得(購入、固定資産の振替)である。

資本用役を提供する家畜については、成長増加分(固定資産振替額)を資本形成とする。また、果樹等についても同様に成長分を資本形成とする。

#### ＜推計方法＞

各種決算書から部門ごとの資本形成額を推計し、全国表の固定資本マトリックス表を利用して推計した。

### (7) 県内総固定資本形成(民間)

県内総固定資本形成(公的)と同様の範囲とし、資本形成を行う主体が、産業(公的企業を除く)、対家計民間非営利サービス生産者及び家計とする。

#### ＜推計方法＞

経済センサス組替集計結果の有形固定資産(土地を除く)取得額の対全国比をもとめ、全国表の固定資本マトリックス表に乗じた。

### (8) 在庫純増

この部門は、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなる。在庫純増とは、在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

#### ＜推計方法＞

生産者製品及び半製品・仕掛品在庫純増については、経済センサス組替集計結果と全国表需要比率により、推計した。流通在庫純増については、県表の地域内需要額の対全国比をもとめ、全国表の流通在庫純増に乗じた。原材料在庫純増については、県表の中間需要額の対全国比をもとめ、全国表の原材料在庫純増に乗じた。

### (9) 移輸出・移輸入

県内居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引である。

#### ＜推計方法＞

輸出及び移出については、商品流通調査の移輸出率及び貨物地域流動調査から推計し、それ以外は県表の地域内生産額の対全国比をもとめ、全国表の輸出(普通貿易)に乗じて推計した。

輸入(普通貿易)については、県内需要合計の対全国比で推計した。

輸入(特殊貿易、直接購入)については日本人出国者数の対全国比で推計した。

輸入((控除)関税、(控除)輸入品商品税)は、全国表の需要比率から推計した。

移入については、商品流通調査の移入額及び貨物地域流動調査から推計し、最終的には行方向のバランス調整として推計した。

## 3 粗付加価値部門

### (1) 家計外消費支出(行)

概念・定義等については、家計外消費支出(列)と同様である。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分した。

### (2) 雇用者所得

雇用者所得とは、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して労働の報酬として支払われる現金、現物いっさいの所得である。具体的には、常用雇用者賃金、臨時・日雇雇用者賃金、役員俸給(役員賞与除く)、雇用主負担の社会保険料、退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険に関する上積給付金、財産形成に関する費用が含まれる。雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に対する所得を範囲とし、個人業主及び無休の家族従業者の所得は営業余剰に含める。

#### ＜推計方法＞

次の式で推計したものを一次試算値とし、全体のバランスも考慮しながら確定した。

$$\text{全国表の賃金} \times \text{賃金修正率} \times \text{地位別雇用者数}$$

地位別雇用者数：雇用表で推計した有給役員、常用雇用者、臨時雇用者数

賃金修正率：毎月勤労統計、経済センサス組替集計結果等の一人当たりの賃金の対全国比

### (3) 営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、間接税（関税・輸入品商品税を除く。）、（控除）経常補助金を控除したものを範囲とし、調整項目的な役割が強い。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。なお、個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分したものを一次試算値とし、雇用者所得の残差を配分した。

### (4) 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分したものを一次試算値とし、雇用者所得の残差を配分した。

### (5) 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

一般政府の保有する「政府建物」及び道路、ダム等の「社会資本」について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分したものを一次試算値とし、雇用者所得の残差を配分した。

### (6) 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。

平成元年から導入された消費税は、平成2年表では本部門ではなく「営業余剰」に含まれていたが、平成7年表以降、本部門に含まれる。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分した。

### (7)（控除）経常補助金

経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービスの生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの操入れも経常補助金に含まれる。なお、食料管理特別会計の一般会計からの操入れは経常補助金とみなす。

#### ＜推計方法＞

全国表の投入係数を用いて、按分した。